

「志布志市ブランドロゴマーク使用取扱要領」

(目的)

第1条 市外に向けた市のイメージの向上、定着、並びに市民の自ら住む街志布志への愛着や誇りを高め、「シビックプライド」の醸成を図り、都市のブランド化を目指す。その中で、鹿児島県志布志市ロゴマークデザイン（以下「ロゴマーク」という。）を積極的かつ幅広く活用し、市の識別性を高め統一感のあるプロモーションを行う事を目的とする。

(使用の基準)

第2条 ロゴマークは、第1条の目的達成に寄与する場合、使用できる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用できない。

- (1) 本市の品位を傷つける、又は傷つけるおそれのある場合
- (2) 第1条の目的の妨げとなる、又は妨げとなるおそれのある場合
- (3) ロゴマークを第8条に規定する事項に基づき使用しない、又は使用しないおそれのある場合
- (4) 法令若しくは公序良俗に反する、又は反するおそれのある場合
- (5) 特定の個人、政党、思想若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合
- (6) 消費者や利用者の利益を害する、又は害するおそれのある場合

第3条 ロゴマークの一切の権利は、志布志市に帰属する。

(使用承認申請等)

第4条 ロゴマークを使用する者は、あらかじめ志布志市ブランドロゴマーク使用承認申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を本市に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつロゴマークデザインマニュアルを遵守し、図柄の変更、改変等することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 本市の各課所が各種行政目的のために使用する場合
 - (2) 本市が共催、又は後援している事業等を実施する実行委員会等が使用する場合
 - (3) 本市の各種行政運営に資する事業等を実施する団体等が使用する場合
- 2 前項各号のいずれかに該当し、ロゴマークを使用する者は、志布志市ブランドロゴマーク使用届出書（様式第2号）を提出するものとする。
- 3 ロゴマークを営利・販売目的で使用しようとする者は、あらかじめ本市と協議した上で、申請書を提出するものとする。

(承認)

第5条 本市は、前条の承認をするときは、第2条の規定に基づき、申請書の内容を審査した上で、志布志市ブランドロゴマーク使用（変更）承認書（様式第3号）をもって通知する。ただし、第2条の規定以外においても、本市が不適切と判断した場合については、承認せず、ロゴマークを使用することはできない。

2 前条第1項及び第2項の規定に該当する場合については、届出書の内容確認は行うものの、使用の承認は行わないものとする。

(完成品の提出)

第6条 承認に関わる使用品等の成果物は、速やかに1部を提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ロゴマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された内容のみに使用し、使用に関する全ての事項については、本市の指示に従うこと。

(2) 本市が提供する画像データを使用すること。

(3) イメージを損なう展開、又は応用使用はしないこと。

(4) ロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。

(5) 商標法等に基づく新たな権利を設定しないこと。

(6) 当該使用に係る物品等の完成見本（完成見本の提出が困難と認められるものについては、その写真等外観がわかるもの）を速やかに本市に提出すること。

(7) 志布志市ロゴマークデザインマニュアルに示した色や形状等を正しく使用すること。

(使用承認の期間)

第9条 デザイン等の使用期間は、原則として1年以内とし、次項による場合を除き使用承認申請書に記載のとおりとする。

2 使用期間満了後において、引き続きデザイン等を使用するときは、改めて申請を行い、使用承認を受けなければならない。ただし在庫品など現に使用中の物品等にあっては、この限りではない。

(承認内容の変更)

第10条 ロゴマークの使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ志布志市ブランドロゴマーク使用（変更）承認申請書（様式第4号）を本市に提出し、その承認を受けなければならない。

2 前項の承認は、志布志市ブランドロゴマーク使用（変更）承認書（様式第3号）をもって通知する。

(承認の取消し)

第11条 本市は、ロゴマークの使用が本要領又は承認内容に反して使用していると認められた場合は、当該承認を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しは、ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）をもって通知する。

- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物品等への使用、配布、掲示、販売等をしてはならない。
また、本市の判断により、場合によっては、承認取消通知があった日以前に、配布販売等をした物品等の回収等の措置を命ずる。

(責任の制限)

第12条 前条の規定により、ロゴマークの使用承認の取消し、使用物品等の回収等の措置を命じた場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、本市はその責めを一切負わない。

- 2 ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって生じた事故や苦情等に関しては、使用者本人の責任で必要な処理を行うこと。

- 3 ロゴマークの使用承認を受けた者がロゴマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、本市は、損害賠償、損失補償、その他法律上の責任を一切負わない。

(経費等の負担)

第13条 本市は、この要領によるロゴマーク使用承認申請書等の手続、及びロゴマークの使用の実施に係る経費及び役務を一切負担しない。

(事務局)

第14条 使用承認等に関する庶務を処理するため、事務局を港湾商工課に置く。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、ロゴマークの使用管理につき必要な事項又は疑義が生じた事項については、関係者と協議の上、本市が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年5月1日から施行する。

志布志市ブランドロゴマーク使用手続のフローチャート

ロゴマークを使用されたい方

①ロゴマークを使用するに当たって、下記に該当する場合は使用できません

- ・本市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのある場合
- ・本市の目的（当要領第1条）の妨げとなる、又は妨げとのおそれのある場合。
- ・ロゴマークを当要領第8条に規定する事項に基づき使用しない、又は使用しない恐れのある場合
- ・法令又は公序良俗に反する又は反する恐れのある場合
- ・特定の個人、政党、思想若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与える、又は与えるおそれのある場合
- ・消費者や利用者の利益を害する、又は害するおそれのある場合

②上記①に該当しない場合（使用に当たっての手続き）

使用目的が・・・

営利・販売目的で使用する

該当する

該当しない

まずはご相談ください

※A ロゴマーク使用承認申請書（様式1）の提出

ロゴマーク使用（変更）承認書（様式3）

別紙「志布志市ロゴマークデザインマニュアル」を遵守し、かつ下記のいずれかに

- ・本市の各課所が各種行政目的のために使用する場合
- ・本市が共催、又は後援している事業等を実施する実行委員会等が使用する場合
- ・本市の各種行政運営に資する事業等を実施する団体等が使用する場合

該当する

該当しない

※B ロゴマーク使用届出書（様式2）の提出

ご相談ください

※一旦届出書を提出した後に、ご使用の対象物件・目的・方法が変わる場合は、ご相談ください

届出書の内容確認

※手続きの方法として

AかBを判断し、お知らせします

ロゴマーク使用可能です！

判断にお困りの際は、お気軽にご相談ください！

お問い合わせ先：志布志市港湾商工課

TEL：099-474-1178

メール furusato-kokorozasi@city.shibushi.lg.jp